



定期第955号 令和8年6月12日発行

目次

※は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
309	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	情報政策課
310	同	同
311	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件	林業振興課 木材需要・生産拡大室
312	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
313	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	同
314	土地改良区が解散した件	同
315	換地処分を行った件	同
316	道路の区域を変更する件	高規格道路課
317	建築基準法の規定による道路の位置を指定した件	都市計画課
318	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件	港湾政策課
319	特定調達契約について一般競争入札に付する件	教育委員会
320	同	同

【選挙管理委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
68		地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の50分の1の数を告示する件	
69		地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
70		地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件	
71		地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

【人事委員会規則】

番 号	表	題	担当課名
※		職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	

## 徳島県告示第309号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により次のとおり公示する。

令和8年6月12日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量  
庁内クラウド運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
徳島県企画総務部情報政策課  
徳島市万代町一丁目1番地
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和8年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
テック情報株式会社  
板野郡板野町犬伏字東谷6番地33
- 5 契約金額  
1,380,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

## 徳島県告示第310号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により次のとおり公示する。

令和8年6月12日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量  
徳島県庁総合サービスネットワーク等運用管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
徳島県企画総務部情報政策課  
徳島市万代町一丁目1番地
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和8年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
N T T西日本株式会社  
大阪市都島区東野田町四丁目15番82号
- 5 契約金額  
66,825,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

## 徳島県告示第311号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年6月12日

徳島県知事 後藤 田 正 純

名 称	住 所 又 は 事務所所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
株式会社あわわ	徳島市南末広町2 番95号	徳島県立木のおもち ゃ美術館使用料徴収 事務	令和8年3月 24日	令和8年4月 1日

## 徳島県告示第312号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年6月12日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 土地改良区の事務所の所在地及び名称  
阿南市那賀川町  
芳崎土地改良区
- 2 認可年月日  
令和8年6月1日

## 徳島県告示第313号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、土地改良区の役員  
の退任及び就任について届出があったので、同条第19項の規定により次のとおり公告する

。

令和8年6月12日

徳島県知事 後藤 正 純

- 1 土地改良区の名称  
芳崎土地改良区
- 2 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	大 西 豊二郎		阿南市那賀川町芳崎116-2
同	中 西 茂	中 西 茂	同 苅屋229
同	川 田 芳 博		同 芳崎170-1
同	仁 木 光	仁 木 光	同 321-2
同	吉 川 繁 二		同 47
同	宮 崎 光 一	宮 崎 光 一	同 343-2
同	芳 田 佳 司	芳 田 佳 司	同 108-1
同	前 川 俊 輔	前 川 俊 輔	同 90-1
同	仁 木 明 広		同 20-3
同		仁 木 照 明	小松島市横須町17-11
同		大 嶽 ひとみ	阿南市那賀川町今津浦免許87-2
監 事	阪 東 芳 則		同 苅屋221
同	芳 田 雄 二	芳 田 雄 二	同 芳崎162
同	松 家 清 子	松 家 清 子	同 今津浦免許51-1
同		川 田 正 雄	同 苅屋88-2

## 徳島県告示第314号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由によって次の土地改良区が解散したので、同条第3項の規定により公告する。

令和8年6月12日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 土地改良区の事務所の所在地及び名称

徳島市東吉野町

渭北渭東土地改良区

2 解散認可年月日

令和8年5月28日

## 徳島県告示第315号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和8年6月12日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 1 地区名  
長生西部地区（大谷工区）
- 2 換地処分年月日  
令和8年5月25日

徳島県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県徳島県土整備事務所において、令和8年6月12日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年6月12日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
16	徳島上那賀	勝浦郡勝浦町大字三溪字日向川8番1地先から 同 20番1地先まで	旧A	4.1~7.8	351.2
		同	旧B	8.7~17.0	320.7
		勝浦郡勝浦町大字坂本字坂本25番21地先から 同 58番4地先まで	旧C	3.4~21.0	728.3
		勝浦郡勝浦町大字三溪字日向川8番1地先から 同 20番1地先まで	新B	8.7~17.0	320.7

## 徳島県告示第317号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

なお、関係図書は、徳島県県土整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和8年6月12日

徳島県知事 後藤 田 正 純

指定の番号	指定の年月日	指 定 道 路		
		位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第1211号	令和8年6月12日	阿南市羽ノ浦町宮倉羽ノ浦居内17番9並びに17番2、17番10及び31番1の各一部	6.00	38.09

## 徳島県告示第318号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定  
公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年6月12日

徳島県知事 後藤 田 正 純

名 称	住 所 又 は 事務所の所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
小松島市	小松島市横須町1 番1号	徳島県港湾施設管理 条例（昭和30年徳島 県条例第32号）第8 条に規定する使用料 （徳島小松島港和田 島緑地に係るものに 限る。）の徴収の事 務	令和8年3月 27日	令和8年4月 1日
阿南市	阿南市富岡町トノ 町12番地3	徳島県港湾施設管理 条例第8条に規定す る使用料（橋港中浦 緑地及び橋港小勝緑 地に係るものに限る 。）の徴収の事務	同	同

## 徳島県告示第319号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年6月12日

徳島県知事 後藤 田 正 純

### 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品等の名称及び数量  
電子黒板機能付きプロジェクタ及びインターフェイスボックス 97組
- (2) 購入物品等の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
令和9年3月26日
- (4) 納入場所  
入札説明書による。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、(1)から(6)までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。
- (3) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 入札説明書の交付を受けた者であること。

### 3 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- (1) 入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、(2)のアに掲げる受領期限までに(2)のイに掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

- (2) 審査申請書等の受領期限及び提出場所

ア 受領期限

令和8年7月13日（月曜日）午後5時

イ 提出場所

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話088-621-2067）

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所並びに入札説明書及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県教育委員会事務局教育DX推進課GIGA・学び創造担当

電話番号 088-621-3190

ファクシミリ 088-621-3299

電子メール kyouikudxsuishinka@pref.tokushima.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付期間

令和8年6月12日（金曜日）から同年7月13日（月曜日）まで

- (3) 入札説明書の交付方法

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

5 入札に参加する者に求められる事項等

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、(2)のアに掲げる受領期限までに(2)のイに掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。

- (2) 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

ア 受領期限

令和8年7月13日（月曜日）午後5時

イ 提出場所

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県教育委員会事務局教育DX推進課GIGA・学び創造担当

ウ 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「電子黒板機能付きプロジェクタ及びインターフェイスボックス応札仕様書等在中」と朱書き、受領期限までに必着のこと。）

6 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時

令和8年7月22日（水曜日）午後2時

イ 場所

徳島市万代町一丁目 1 番地

徳島県庁 9 階 902 会議室

ウ 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、(2)のアに掲げる受領期間内に必着のこと。）

(2) 郵送による場合の入札書の受領期間及び宛先

ア 受領期間

令和 8 年 7 月 14 日（火曜日）から同月 21 日（火曜日）午後 5 時まで

イ 宛先

郵便番号 770-8570

徳島市万代町一丁目 1 番地

徳島県教育委員会事務局教育 D X 推進課 G I G A ・ 学び創造担当

(3) 入札方法

入札金額は、見積もった総価を記載すること。代金の見積りに当たっては、入札説明書に記載した条件を満たすために要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 2 に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であって封筒の表面に「電子黒板機能付きプロジェクト及びインターフェイスボックス入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

ウ 記名のない入札

エ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

オ 同一事項に対してした 2 通以上の入札

カ 他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札

キ 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

ク その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、5 によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは

、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(7) 契約書の作成の要否

要

(8) 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県教育委員会事務局教育DX推進課

徳島市万代町一丁目1番地

(9) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

## 7 Summary

(1) Nature and Quantity

Projector with electronic whiteboard function and Interface box 97 sets

(2) Period for the Submission of Tender

Hand delivered submissions: 2:00 p.m. on July 22, 2026

Submissions by mail: between July 14, 2026 and 5:00 p.m. on July 21, 2026

(3) For further information, please send all enquiries to the following address:

Educational DX Promotion Division, Tokushima Prefectural Board of Education

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570, Japan

E-mail address: [kyouikudxsuishinka@pref.tokushima.lg.jp](mailto:kyouikudxsuishinka@pref.tokushima.lg.jp)

## 徳島県告示第320号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により次のとおり公告する。

令和8年6月12日

徳島県知事 後藤 田 正 純

### 1 入札に付する事項

#### (1) 借入物品等の名称及び数量

学習者用コンピュータ（iPad） 510台（賃貸借）

#### (2) 借入物品等の特質等

入札説明書及び学習者用コンピュータ（iPad） 510台（賃貸借）仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

#### (3) 借入期間

令和8年11月1日から令和13年10月31日まで

#### (4) 納入場所

入札説明書等による。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、(1)から(4)までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。

(3) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

### 3 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

(1) 入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、(2)のアに掲げる受領期限までに(2)のイに掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

#### (2) 審査申請書等の受領期限及び提出場所

##### ア 受領期限

令和8年7月15日（水曜日）午後5時

##### イ 提出場所

徳島市万代町一丁目 1 番地

徳島県企画総務部管財課調度担当（電話088-621-2066）

#### 4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所並びに入札説明書等及び契約条項についての問合せ先  
徳島市万代町一丁目 1 番地  
徳島県教育委員会事務局教育DX推進課教育DX環境整備担当  
電話番号 088-621-3246  
ファクシミリ 088-621-3299  
電子メール [kyouikudxsuishinka@pref.tokushima.lg.jp](mailto:kyouikudxsuishinka@pref.tokushima.lg.jp)
- (2) 入札説明書等の交付期間  
令和8年6月12日（金曜日）から同年7月8日（水曜日）午後5時まで
- (3) 入札説明書等の交付方法  
徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

#### 5 入札に参加する者に求められる事項等

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格を有することを誓約する書類（以下「一般競争入札参加資格確認申請書」という。）を県の指定する様式により、(2)のアに掲げる受領期限までに(2)のイに掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した一般競争入札参加資格確認申請書に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
一般競争入札参加資格確認申請書の審査の結果、入札参加資格を有すると判断した者に限り入札に参加できるものとする。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の受領期限、提出場所及び提出方法
  - ア 受領期限  
令和8年7月15日（水曜日）午後5時
  - イ 提出場所  
郵便番号770-8570  
徳島市万代町一丁目 1 番地  
徳島県教育委員会事務局教育DX推進課教育DX環境整備担当
  - ウ 提出方法  
直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「学習者用コンピュータ（iPad）510台（賃貸借）参加資格確認申請書在中」と朱書し、受領期限までに必着のこと。）
- (3) 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物件等の仕様が、入札説明書等に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を県の指定する様式により、(4)のアに掲げる受領期限までに(4)のイに掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。
- (4) 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

ア 受領期限

令和8年7月15日（水曜日）午後5時

イ 提出場所

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県教育委員会事務局教育DX推進課教育DX環境整備担当

ウ 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「学習者用コンピュータ（iPad）510台（賃貸借）応札仕様書等在中」と朱書し、受領期限までに必着のこと。）

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時

令和8年7月24日（金曜日）午後2時

イ 場所

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県庁9階 906会議室

ウ 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、(2)のアに掲げる受領期間内に必着のこと。）

(2) 郵送による場合の入札書の受領期間及び宛先

ア 受領期間

令和8年7月16日（木曜日）から同月22日（水曜日）午後5時まで

イ 宛先

郵便番号770-8570

徳島市万代町一丁目1番地

徳島県教育委員会事務局教育DX推進課教育DX環境整備担当

(3) 入札方法

入札金額は、1箇月当たりの借入代金を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 2に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であって

封筒の表面に「学習者用コンピュータ (iPad) 510台 (賃貸借) 入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

ウ 記名のない入札

エ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

オ 同一事項に対してした2通以上の入札

カ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

キ 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

ク その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 落札者の決定方法

有効な入札書を提示し、かつ、5によりこの公告及び入札説明書等に示した物品等の納入について証明した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに該当入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(7) 契約書の作成の要否

要

(8) 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県教育委員会事務局教育DX推進課

徳島市万代町一丁目1番地

(9) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(10) その他

ア 詳細は、入札説明書等による。

イ 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約である。契約締結日の属する年度の翌年度以降においてこの契約に係る県の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、県はこの契約の全部又は一部を解除することがある。この場合において、県は、当該解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

7 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to be Leased

510 Computers (iPad) for the learner

(2) Periods for the Submission of Tender

Hand delivered submissions: 2:00 p.m. on July 24, 2026

Submissions by mail: between July 16, 2026 and 5:00 p.m. on July 22, 2026

(3) For further information, please send all enquiries to the following address:

Educational DX Promotion Division, Tokushima Prefectural Board of Education

1-1 Bandai-cho Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570, Japan  
E-mail address: kyouikudxsuishinka@pref.tokushima.lg.jp

**徳島県選挙管理委員会告示第 68 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第 75 条第 1 項の規定による監査の請求をする場合の県議会会議員及び知事の選挙権を有する者の 50 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 8 年 6 月 12 日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

11,816人

## 徳島県選挙管理委員会告示第 69 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 76 条第 1 項の規定による県議会の解散の請求、同法第 81 条第 1 項の規定による知事の解職の請求及び同法第 86 条第 1 項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和 8 年 6 月 12 日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

165, 126人

## 徳島県選挙管理委員会告示第 70 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 8 年 6 月 12 日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

選挙区名	数
徳 島	68,920人
鳴 門	15,210人
小松島・勝浦	11,641人
阿 南	19,078人
吉 野 川	10,659人
阿 波	9,678人
美 馬	9,527人
三 好 第 一	6,371人
名 西	8,190人
那 賀	2,037人
海 部	4,977人
板 野	26,960人
三 好 第 二	3,676人

## 徳島県選挙管理委員会告示第 71 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和 8 年 6 月 12 日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

165, 126人

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

。

令和8年6月12日

徳島県人事委員会委員長 石 本 寛 子

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（規則7—1）の一部を次のように改正する。

第1条の3第1項第3号中「こと」を「こと。」に改める。

第1条の6中「前項の」を削る。

第3条の2第1項第4号中「前3号のに」を「前3号に」に改める。

別表第2の5中「参考人」を「参考人、被害者参加人」に、「の呼出しに応ずる」を「へ出頭する」に改め、同表の11中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改め、同表の21の(3)中「こと」を「こと。」に改め、同21の(4)中「若しくは」を「又は」に、「こと」を「こと。」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。